

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可(安全保護装置取替))【5】」
2. 日時：令和3年9月 1日 10時00分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者( TV会議システムによる出席)  
原子力規制庁：  
(新基準適合性審査チーム)  
関企画調査官、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、岩野調整係長  
  
四国電力株式会社：  
原子力部 核物質防護・工事グループリーダー 他8名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：
  - ・伊方3号炉 安全保護系ロジック盤取替保安規定審査 コメント一覧
  - ・ロジック盤取替工事による保安規定表の確認事項の整理

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:00	はい。
0:00:02	四国電力株式会社のロジック盤取替工事に係る保安規定し、
0:00:08	変更申請に関してのヒアリングを実施したいと思ってます。
0:00:11	で、
0:00:12	今日は
0:00:15	まず資料1がコメント一覧表資料2がロジック盤取替工事による保安規定の確認事項の整理ということで、この資料を用いながら、特に規制庁側から、
0:00:31	コメンテーター資料1のコメント一覧の8番、サーベランスについて保安規定の変更がないことから、運用な変更はないと申請になっているっていうのは事実事実としてあります。
0:00:44	軽装内の論理回路のサーベイな作動にしているのかっていうことに関して、この資料をちょっと読まさせていただいたので、ちょっとそれに関して、
0:00:54	ちょっと事実関係とその後、手続きについて確認させていただきたいんですけども、トップ四国電力それでは、いいでしょうか。
0:01:06	四国電力本店オオツボです了解しました。
0:01:11	規制庁の武田です。ちょっと声が小さいような気がしますが、うちから、
0:01:16	調整として、
0:01:18	はい。ちょっと四国で1から発言してもらっていいですか。
0:01:23	四国電力本店オオツボです。音声どうでしょうか。はい、規制庁のタケダですねと確認しました良好なんで続けて
0:01:32	続けて話したいと思ってますんで、よく今回資料2を確認したんですけども。
0:01:44	美術確認と手続きについてですが、まず、事実確認についてさせてください。
0:01:49	取りかえ前の論理演算っていうのは、ロジック盤に模擬信号入れてロジック盤の原子炉多分取引を遮断器の作動回路が秀次これ設立かねんなってるのか確認しているっていうのが、
0:02:05	これまでの実態だと思ってます。
0:02:09	で取替方法は、定期事業者検査において模擬信号で実施して、
0:02:15	通常日常管理っていうのか、本規程日常管理一定運転監視のことかなと思うんですが、
0:02:23	保安規定12条2の運転管理業務において、自己診断機能を用いた警報の運転監視を実施すると。
0:02:32	いう理解だと考えています。それで正しいですか。その上で幾つか確認させてください。
0:02:39	まずはそういう変更でいいってことで、四国電力さんいいでしょうか。
0:02:52	中国電力タカツカでございます。
0:02:55	1点修正出していただきたいんですけども、定期事業者検査で三つ入力取替後定期事業者検査率入力で試験すると。
0:03:06	ということをおっしゃっていただいたんですけども。

0:03:09	取替後の定期事業者検査では、SW正午
0:03:14	のを用いて論理演算機能に関しては、使用前餃子検査の率入力状態から、
0:03:25	変更がないことをもって、県の粘弾機能が健全であることを確認してごさいます。
0:03:32	そのため、先ほどの定期事業者検査で率入力で入力するということはちょっと間違いでして、
0:03:42	ちょっといたしましては、それから後の論理演算機能に関しましては定期事業者検査ではソフトウェア照合で確認することと、
0:03:51	なっております。
0:03:54	以上です。説明だけです了解しました。そうですね、あの模擬信号は何だっけ、使用前検査ということですね。はい、わかりました。その上でちょっと確認したいんですけども、
0:04:06	原子炉非常停止信号とか、非常用炉心冷却設備等の作動信号等の工学的
0:04:18	安全施設等の作動信号についてなんですが、
0:04:21	資料2ではざっくりと全体でこうふうになってますっていう話が
0:04:27	と記載されているんですけども、
0:04:30	取りかえ、
0:04:31	前と取りかえ後において生徒模擬地震動入力とか、
0:04:36	ゲームイト作動確認、
0:04:39	に関してのどんな信号に関してどういうふう具体的にになっていて、
0:04:44	dパラメータ幾つかたくさんあると思うんですけども、そのパラメーターについて具体的に
0:04:50	ここの
0:04:53	取替前と取りかえ後で、
0:04:56	原子炉非常用停止信号とか、非常用炉心冷却設備作動信号が具体的にどのように部屋の変わっているのかということに関しての具体的な説明することは可能でしょうか。
0:05:17	沢山あのパラメータがあるので、抜けがないという意味も含めて、ちょっと一考確認していきたいと考えるんですが、
0:05:28	四国電力タカツカでございます。先ほどの御質問は、資料2にありましては代表として、論理演算機能が計器ラックに上がったことを示してございますが他の回路に関しても、例えば上がってないものもあったりするのではないかと。
0:05:47	その論理演算機能がもとのロジック場に残っているものがあるのではないかと今年かということと理解しました。その質問に関しましては、論理演算機能に関しましては、正弦原子炉安全保護系計器ラック、
0:06:03	の方にすべて実現しておりまして断然を計器ラックに4分の2の論理回路はすべて上がっている状態となっております。以上です。
0:06:16	具体的にごめんなさいえっと例えば中性子束高とかいろいろ、多分パラメータたくさんあると思うんですけども、それに関しても、実際あのから模擬信号入れて作動確認、非励磁とか例示とかいろいろあって、

0:06:32	確認としては実条件スズキ性の試験、また大体とか等によるものとかもあったりするののかと思ってたんですがそういうこともないということでしょうか。
0:06:44	だからそういうことに関して、具体的にちょっとあるかないかまとめてもいいんですけども、とパラメータに対してどういう確認を取りかえ前はして、取替後はこういうことにしているっていうのをちょっと評価なんかで表して出していただけるとありがたいんですが、
0:07:12	四国電力タカツカで通知少々お待ちください。
0:07:51	6 電力タカツカでございます。
0:07:53	さっき、
0:07:57	例えば今回、資料2におかれましては加圧器圧力を代表として書かしていただいております。
0:08:06	タケダさんのおっしゃる通りパラメータに対してはたくさんありまして、
0:08:12	先ほどの御回答の通り4分の2の炉年演算機能というのはすべて上がっているの、もし表として書いた場合は、パラメーター
0:08:24	それぞれのパラメーターを記載した上で、まあ代表一つを記載してそれがすべて同条という形で書く形となりますがそういう理解でよろしいでしょうか。
0:08:36	はい。規制庁のタケダですが、大体そのようになるかとは思うんですけども、原子炉非常停止信号とか、非常用炉心、
0:08:49	冷却、
0:08:51	非常用炉心冷却設備作動信号とか、し、格納容器の隔離とか、格納容器スプレイ作動信号とかもあるんで、それに分けて同乗なれば同条になってるっていう形でちょっと記載をしていただければと思います。
0:09:38	四国電力タカツカでございます承知いたしました票として作成させて、
0:09:43	いただきたいと思います。以上です。
0:09:46	はい。規制庁の武田です。スズキ続きます。計装ラックdあ取替後に計装ラックの。
0:09:54	の方に論理演算機能が入ると思うんですけども。
0:09:59	設定値の比較回路は当然えと計装ラックにもともとあったんで、係数0とそれはCPUのは同じ。
0:10:09	個目砂丘気楽すいません計器ラックのほうにCPUが同じで論理演算回路も投資同じCPを使って動いているっていうことで、私は理解しているんですが、それで正しいでしょうか。
0:10:29	電力タカツカでございます。タケダさんの御理解の通りでございます。以上です。
0:10:35	はい、ありがとうございます。施設のタケダです。引き続き、そうしますと、結局今まで通りハードウェアっていうかCPUの論理演算のCT、cpmに関しては、
0:10:51	設定値冷凍
0:10:54	比較回路のときのCPU確認と同じことをやっているの、
0:11:01	取替前取りかえ後でも同じであるという理解だと思うんですが、それに対してソフトウェアに関しては、

0:11:11	そもそも外へ出た時点でCPUの動作確認とソフトウェアの健全性確認を実施することによって信頼性が確保できるっていうふうな理解なんですけども、それで正しいでしょうか。
0:11:43	はい。
0:11:44	規制庁鈴木です。ちょっとお待ちくださいね。
0:15:18	あと、すみません、質問と理解しまして、CPFって、ごめんなさい。そもそもですね、
0:15:27	設置設定値比較回路
0:15:29	がCPUで動いていたところでCPの動作確認ってどうやってやってたんでしょうか。
0:15:47	四国電力のタカツカでございます。
0:15:49	従来通り日常管理として自己診断で管理してございました。以上です。
0:15:55	規制庁の武田です。別それに対して今回、論理回路が追加になってその論理回路に関しても大事CPUでやっているっていうことなので、管理は変わらないということでもいいでしょうか。
0:16:14	四国電力のタカツカでございます。タケダさんのおっしゃる通り管理は変わるものでございませぬ。以上です。
0:16:21	規制庁の武田です。資料を見るとやっぱり私、私もソフトウェアって多分CPUのハードとソフトがついながって動くものなので、両方のことに関しても、と記載しないと何か資料としては片手落ちになってるような気がするので、
0:16:38	ちょっとそこら辺の話も追加していただけないでしょうか。
0:16:49	四国電力のタカツカでございます。具体的にどこのことをおっしゃってるのかということをお教えいただいても構わないでしょうか。よろしくお願いします。
0:16:59	規制庁の武田です。この資料だと自己診断機能の話しかしてないなくて、取替同じ実情はいい。
0:17:10	ごめんなさい。
0:17:11	はい。資料に関して、
0:17:18	建屋の2-2のチャンネル試験についてっていうところで、3ページ目ですね、2-2-1とか、そういうところにはソフトウェアのは、話の自己診断機能の20日ないので、記載されていないので、
0:17:34	ハードウェアのデータCPの話で触れられてないんですよ。そういう意味で、
0:17:42	どこに
0:17:52	マイクロプロセッサ部。
0:17:57	取替前自己診断機能。
0:18:02	いや、結構ですね、ごめんなさい。はい。
0:18:08	はい。
0:18:15	ただ、CPUの動作確認でごめんなさい、よく自己診断機能っていうのもCPを使っているんで生きると思いますんでCPU自体の健全性っていうのが取替あたり取替前と取りかえ後も変わらないんですけども、それに関しては、機器
0:18:34	記載がないと思うんですが、いかがでしょうか。
0:18:44	四国電力、

0:18:47	四国電力タカツカでございます。
0:18:50	例えば資料 2 - 4 ページ目の取替前取替後の表をご覧ください。
0:18:59	こちら表の一番下にありますマイクロプロセッサ部というのが閉止。
0:19:04	CPUを含んだハード物の層相のことをマイクロプロセスSERPと
0:19:12	出てございます。
0:19:14	その具体的な内容の中には自己診断機能は、取りかえ前または取りかえをも同様に存在してと。
0:19:23	いうことになってございます。
0:19:25	先ほどの御説明効率門に関しては、じゃあこのマイクロプロセスワークの中にCPFがちゃんと入ってるかどうかというのがわからないので、それを記載として追加していただきたいという。
0:19:38	コメントでしょうか。そう理解といった理解いたしました。それとごめんなさい。規制庁だけです。一転わかんないのは、自己診断機能ってCPを用いて自己診断機能するのでCPUが故障しちゃったら自己診断機能ってわかんないんじゃないんですかっていうのが基本的な話なんですけど。
0:20:05	四国電力タカツカでございます。
0:20:08	タケダさんのおっしゃる、御質問といたしましては、自分自身が交渉してしまったときに、自分自身の自己診断というのがわからないので、それがどうするのかということと理解いたしました。それに関しましては、別紙 2、
0:20:26	のページで言うと 15 ページをご覧ください。
0:20:36	こちら右側にあります検証の結果にもご覧ください。
0:20:45	この 20 のところにですね。
0:20:48	2 枚目のところにまた、自己診断機能が提出するような故障が発生した場合でも、他チャンネルの計器ラックにより故障した計器ラックの異常を検知する自己診断機能が繋がってございますので、対応自体は可能と考えてございます。
0:21:08	以上です。
0:21:26	具体的にこれで自己診断機能のCPUは壊れて自己診断機能が停止した場合、
0:21:33	淘汰チャンネルはどうやって計器ラックが故障したってということ判明するんですか。
0:21:45	ある意味、
0:21:49	四国電力タカツカでございます。チャンネル間のチャンネル間は通信によって信号を行き来してございますので、その通信の信号が途切れることによって、ただ寝るが故障したということを検知して、
0:22:05	こう調整ない計器ラックのチャンネルから自己診断によって相手方が故障したということを警報で上げる形になってございます。以上です。
0:22:18	規制庁の武田です。その場合、ごめんなさい、壊れたラック壊れたチャンネルの警報になるんですかそれとも壊れてないチャンネルの警報なんでしょうか。
0:22:45	四国電力タカツカでございます。1 チャンネルが壊れてるっていうのを例えば残りの 234 チャンネルが
0:22:55	警報を出すという形となります。以上です。

0:23:06	規制庁の武田です。別にちゃんと警報の種類がいろいろあるっていうイメージですか。
0:23:28	四国電力タカツカでございます。こちらは特定できるように詳細な警報で各どのチャンネルが壊れたかまでわかるようになってございます。以上です。
0:23:42	規制庁のタケダでちょっとお待ちください。
0:26:38	はい。規制庁だけすいません。これって、ごめんなさい。
0:26:46	例えばチャンネル1が壊れて、234というのが健全だった場合の中央制御室なりに出るのは、チャンネル1故障というのが結局細かいところまで見るんだようになっているのか、それともし、
0:27:02	全体の故障っていうのが出てそれは細かいところは計装ラックなり択捉なるう確認するっていうことになってるんでしょうか。それについてちょっと説明してください。
0:27:30	四国電力タカツカでございます。
0:27:33	まずは代表警報は出ますので詳細警報についても、中央制御室に
0:27:42	画面として出てくる形になります。
0:27:45	以上です。
0:27:51	規制庁の武田です。すいません。画面程度具体的に中央のCRDの切り換え盤になるんでしょうか。
0:28:01	四国電力タカツカでございます。白鳥CRTの画面上に出てくる形になります。以上です。
0:28:22	規制庁の武田です。ごめんなさい。いろいろプラントがあるんで、伊方3号の場合、主盤でたちスクリーンタイプになってるんでしょうか。
0:28:36	四国電力の中村です。伊方3号の場合は、ハードスイッチ等、
0:28:42	の操作になります。場面がCRTは旧0の場合に何かロック6台ほど埋め込まれてまして、その画面でA系統と加圧ポンプの運転状態も確認できるようになってます。
0:29:00	CRDの支社の画面上に詳細な点を出てくると。
0:29:09	通常のハード盤ですんでCRTの上のところにハード敬語警報窓がついてますんで、そこにこの場合だったら安全A盤の異常の警報がハードの警報が出て詳細な警報阿蘇の埋め込みである。
0:29:25	CRTの俺確認するというふうにあります。Plusそれにレーザープリンターがついてますんで、警報が意見を
0:29:33	アプライドによって結果だけをすべて印字されるような仕組みになった。
0:29:38	おります。
0:29:39	以上です。
0:30:10	はい。了解しました。
0:30:23	はい。そういう意味で、了解しました。月
0:30:32	手続きについてちょっと教えていただきたいんですけども。
0:30:36	保安規定の変更は原則ないってということで、株、今回の

0:30:43	ロジック盤の取りかえ工事によって、保安規定の変更はないけど下部規定の変更あるという理解でいいでしょうか。
0:30:57	四国電力タカツカでございます。おっしゃる通り、下部規定に関しましては運用は変わるところに関しては記載を変更する予定でございます。
0:31:11	名等具体的なんですけども。
0:31:14	まず
0:31:19	保安規定の
0:31:20	条文で使用前検査なりで定義を潮間検査関係ないです。ごめんなさい。定期事業化者検査でソフトウェアの
0:31:33	変更がないことを確認したりとかすると思うんですけども、それに関して保安規定の条文に紐づいた、
0:31:46	と下部規定があると思うんですけども、それに関してどの部分に変更になるのでしょうか。
0:32:23	四国電力タカツカでございます。
0:32:29	例えば定時検に関しましては要領書、また
0:32:34	サーベランスに関する
0:32:38	社内規定等が記載としては変わる形となっております。
0:32:46	規制庁の対応です。続いて、今回日常
0:32:52	管理で等を実施するというので、
0:32:58	資料。
0:33:01	添付 2 -
0:33:04	9 ページのところ、
0:33:06	運転管理業務 12 条の 2 っていうところで警報発信の対応等を検討することになってるかと思うんですけども。
0:33:14	これに関してもロジック盤じゃないやれと論理回路計装
0:33:22	ばあ計装ラックに入れることによって運転管理業務が変わると思うんですけども、それに関して下部規定で同程度かかるのでしょうか。
0:33:50	四国電力の中村です。端的でいいますと、日曜管理については現在変わるものないと考えておりますので、ええと思っております資料 2、
0:34:04	なお、4 ページ。
0:34:08	2 位、先ほど高瀬のほうから御説明しました通り、
0:34:17	これ前取替後において日常管理で実施している部分マイクロプライス厚さ分についてはこれも日曜管理の警報発信でやってございました。
0:34:29	それについては保安規定の 12 条の 2。
0:34:34	の OK 横断した警報発信時の対応を実施するというところでこれは所で管理してございます。
0:34:43	あと
0:34:47	今後の手続き、それらの保安規定 12 条を受けてですが、これは保安規定上の第 3 条の品質マネジメントシステム計画の表の中にあります。



0:35:05	イワノ 20 文章ですねこれが運転総括内規になっている保安規定を受けての細かなところを書いている運転総括内規になりますが、この部分についてもですね、各課長はうんて上の制限は満足社員な判断時点から、
0:35:24	要求される措置を開始する。
0:35:26	うんということを書いて運転上の満足しない場合は
0:35:32	措置を実施すると規定をしておりますので、これに従ってを可能これまで通りの運用管理の中でやっていくということでございます。なので、
0:35:47	何回も同じことになります。
0:35:49	申し訳ございませんが取りかえ前はプロセスなどについても自己診断で確認されてましたと、取りかえ以後については、pptラックの離農演算機器機能がマイカーえppLでやってた版でやっていた理論演算機能が
0:36:06	Pに上がってじゃんに保安規定上ではチャンネルで管理することになりますが、これについても児童自己診断機能によって慶応する加振することの取替前を更新した形になりますので、
0:36:24	これまで通りの運用で記載の程度で運用管理できると考えております。以上です。
0:36:35	規制庁の武田です。そうすると、そうすると、と変わらないってということに関して、今回のだから、論理演算機能を入れたことによってからていいっていうのを、B0タンカーへと補足説明資料に入れていただけませんか具体的に
0:36:52	どうということが記載されている規定だから規制変わらなくていいという、12条に関してはですね、保修課に関しては変わっていると思うんで、変わっている。
0:37:05	変わるってということに関して、具体的にどういう部分が変わるのがかっていうのを附属説明資料で別途説明してください。
0:37:17	四国電力ナカムラ月が承知しましたので、本店管理の部分については先ほど私が説明した本案参照保安規定の三条の
0:37:31	2 事務所の方運転総括内規の当該部分オーバー水。
0:37:36	右下形でちょっと資料まとめたいと思います。あと保守管理の部分についてはですね、多分これも先ほどタカツカがいましたように、
0:37:49	定期事業者検査の要領書ですとか、来保守部門が今計装保修課長がやるサーベランスの部分が、ここも当然上に上がってますんで、Pdの長手ますんで要領書のほう等が
0:38:05	変わってますんで、そういう要領書がこの部分も何かありますよってみたいない感じでまとめて
0:38:16	よいと思いますが、その中でよろしいでしょうか。
0:38:20	はい。規制庁のタケダで基本的なことで恐縮なんですけども、20 それ例の保安規定の運転管理業務 12 町の 2 行から 33 条に飛ぶ、
0:38:35	だから、日常管理ってあんまりを私は一つの保安規定上にはない言葉なんであれなんですけども、33 条にもし
0:38:47	聾Tじゃあ運転上の制限が満足しない場合は 33 条に飛ぶと思うんですけども。
0:38:54	それに関して、どういう保安規定上の手続きで 33 条に飛ぶのかというのをちょっと基本的なことで恐縮なんですけど、教えていただけませんかでしょうか。

0:39:15	ちょっと、
0:39:19	これ説明
0:39:29	四国電力タカツカでございます。
0:39:32	今保安規定のフォンで自身はお持ちでしょうか。
0:39:39	私は思ってるんですけど他の人が持ってないので、ちょっと簡単に概略を含めて説明していただくと助かります。
0:39:48	わかりました。
0:39:49	四国電力タカツカです。保安規定の第 87 条、こちら、運転上の制限を満足しない場合の規定がされている条文でございます。
0:40:00	そちらの 4 項に関しましては、各課長は運転上の制限を満足して、
0:40:08	しないと判断した時点から要求される措置を開始するという記載がございます。
0:40:16	こちら運転管理業務に関しましても、運転上の制限は満足失念していないことの判断は英語で実施しまして、送変電をもって説明しますと、
0:40:33	87 条の 2 項に各課長はその不定第 2 項で定める事項が実施されていない期間においても運転上の制限に関する実行相が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行うという。
0:40:51	記載がございます。この規程第 2 項というのが先ほどから申しますサーベランスとして見られている。
0:41:00	保安規定で 33 条の表の記載となります。そこで、
0:41:05	デービスされていない期間というのが、運転管理業務等の機関においても、
0:41:12	もし異常が発見された場合は、運転上の制限の逸脱になるかどうかを判断いたしまして、
0:41:19	課長が運転上の制限は満足しているかどうかを判定して速やかに対応を行うという記載がございます。そこで、運転上の制限を満足していないと。
0:41:34	なった時点で要求される措置が廃止されます。
0:41:39	要求される措置といいますのは、
0:41:42	こちらで書かれてます。第 3 節 19 条から 85 条の 2 の第 1 項、
0:41:49	というのがございましてこちらがサーベランス。
0:41:53	当該審査の中で言いますと、保安規定 33 条の表の措置となります。
0:42:01	なので、
0:42:04	運転管理業務に関しましても、こちら保安規定第 87 条の記載から。
0:42:10	各表の措置に移行する形となっております。
0:42:15	以上です。
0:42:19	規制庁のタケダですということはちょっと理解として、
0:42:25	結局、今回の運転管理業務で
0:42:30	警報が発生したって、日したとしたら、それは 12 条 2 のところで対応を実施するってことで書いてあってその対応に関して時 87 条のほうの
0:42:46	運転上の制限を満足しないっていうのは、警報を見た上で明らかであるってことで 33 条のほうに下部規定か何か記載されてるんですかそういうのではわかんないんですけども、そういうふう今回の改造に

0:43:01	よって、よってもそれが読めるので、そのようなルートで
0:43:11	手順が決まっているってこといいでしょうか。
0:43:15	四国電力タカツカでございます。タケダさんのおっしゃる通り、このような障害なルートで手順が決まっております、下部規定、先ほど運転総括内規ということが挙げ上げられますがそちらに関しましても同様に手順として記載させていただきます。
0:43:33	記載されてございます。以上です。
0:43:36	規制庁だけで理解しましたが、具体的に何を聞いてるかっていうと、
0:43:45	保安規定の審査基準の
0:43:47	ところで、
0:43:49	をLCO逸脱した場合において、ちょっと途中飛ばしますけど要求される措置の取り扱い方法が定められていることっていうのが決まっています、
0:43:58	それに関してもそういうような手順で要求される措置が
0:44:06	定められてるってことで理解でいいってことですね。そうであれば、そのようなことをちょっと資料の9ページのほうに追記していただけますか。
0:44:34	四国電力タカツカでございます。
0:44:37	承知いたしましたAOわかりやすい資料をちょっと作りましてそちらの資料をひもづける形で作らせていただきたいと思います。以上です。
0:45:25	四国電力タカツカでございます。
0:45:28	確認なんですけども、先ほどおっしゃいました保安規定の審査基準、
0:45:33	等に
0:45:35	LCOを通じてだとした措置はして事象発見カラーということで、
0:45:42	それが組織内規定類等に定められていることとこの確認といたしまして、それが定められていることがわかるような資料をつけて欲しいと理解しましたが、その理解でよろしかったでしょうか。規制庁だけです。あそこまでなど見ていただいたらいいと思います。どうぞ。そういうことです。
0:45:59	ちょっとお待ちください。すみません。
0:47:03	規制庁の武田です。ちょっと1点、すみません資料の4ページ目で、
0:47:08	取替後の表の下のところの設定値比較変える及び論理演算機能で、
0:47:17	制御装置の搭載のアプリケーションの構成管理表とか、ソフトウェア調合するっていう
0:47:24	ソフトウェア照合によって論理演算機能を確認するんですけども、これって、もし論理演算機能が確認できなかった場合って、LCO板逸脱なんですか。
0:48:04	四国電力ナカムラです。
0:48:06	LCを要求されているのは運転モードで原子炉本店戻るいきますと、モード1から
0:48:15	今後リリースでええという先ほどおっしゃられた
0:48:20	演算のオートアプリケーション想像これは定期事業者検査時のでこれモード外になりますので、LCOの判断は、
0:48:29	そもそもLCOが

0:48:33	この項目にかかりませんので、LCOには当たらないということで逸脱には当たらないということになります。
0:48:46	規制庁鈴木です。
0:48:52	資料2のほうですね、Ts - 76050 孔のRev4 - 9 ページを今、
0:49:00	見てるんですけど。
0:49:03	9 ページの一つ目の中ぼつのところで、
0:49:08	運転上の制限を満足していることの確認はっていうことでこれこれこれって書いてあって、
0:49:16	月例のサーベランスは今回ない。
0:49:19	と思っていた論作動論理回路計器ラックがないと思っているので、
0:49:26	降雨とって、及び定期事業者検査に行く試験の組み合わせにて確認すると言っていて、
0:49:34	定期事業者検査のときには、
0:49:37	計器ラックがもうロジック盤がもう運転モードを対象外になって、
0:49:45	出るんだとすると。
0:49:48	ここは文章としては定期事業者検査は入らないということによろしいですか。
0:49:58	四国電力の中村ですが、のコアの主語が運転上のマインドづくりしていることの確認はということなので、その場合、
0:50:12	最後に
0:50:15	一度ここではなくてですね、事実上牽制機能確認に相当するだ以外の方法としては、根本的には定期事業作品差で発祥の施設管理でもだってちゃんと確認しますよと。
0:50:33	その定期事業者検査において行われた機能が日々のサーベランスや日常検査によってですね、担保されていることを確認すると、その組み合わせによって
0:50:49	通常のプラント運転中についてもですね。組確認できるという趣旨でございますので、
0:50:57	書くんであれば、ありました。修正するんでありましたら、
0:51:02	運転上の制限を満足設定を確認はのところプラント運転中はとかですね、そういうことを修正になるうかと思ってます周知としては、今私が言った趣旨でございます。以上です。
0:51:18	規制庁鈴木です。ちょっとなかなか
0:51:23	その文章を読んだだけだとよくわからないので、
0:51:26	先ほど今本店のモード別についていう話をされたところで、
0:51:32	運転のモード別にこの4行の文章が表してるところを、
0:51:39	なんかこう表みたいな感じで示してもらえられますか。
0:51:47	四国電力ナカムラですね、承知しました。ちょっとオン
0:51:51	もうどう応答に分けてですね何で確認しているのか、モード一、二項では今4行で記載している趣旨に合わせるようにちょっと文章とかアーク副社長とします。以上です。
0:52:07	規制庁スズキですお願いします。今のその結果として、

0:52:11	ここで確認できなかったときには、LCO逸脱になるし、ここで確認できなかったとしてもLCO逸脱にはならないよっていうのがわかるような感じにしてください。お願いします。
0:52:24	四国電力ナカムラ月承知しましたLCO打ち出すの観点で、もうちょっとまとめたと思います。以上です。
0:52:36	規制庁の武田です。ちょっとすいません追加では、そんなモードかは、
0:52:41	例えば図表 33 - 2 表って保安規定があるんですけど、ごめんなさい、原子炉トリップ遮断器が統治制御棒の引き抜きが行える場合のモード 34 及び 5 が適用モードになってですけども、
0:53:01	何かモードの考え方で今回整理していただくんですけども、何かそこら辺がよくわからないんでちょっと詳しく説明をして追加していただけると助かります。
0:53:37	四国電力タカツカでございます。
0:53:39	黙認させていただきたいんですけども、これは取替後の論理演算気温のモードということでもよろしかったでしょうか。
0:53:48	規制庁の武田です。表の 33 - 2 のほう係争の原子炉保護系論理回路のところの適用モードのところの 34 号って書いてあるので、運転モードがちょっとそこら辺も含めてちょっと関係も含めて整理していただければと思います。
0:54:15	はい、来てただけです取りかえ前後で比較して
0:54:19	出していただければと。
0:54:22	はい。
0:54:24	と同じだって同じっていうふうに記載してください。
0:55:00	四国電力タカツカでございます。タケダさんの質問の適用モードの減少トリップ遮断器が閉じ制御棒の引き抜き行われる場合のモード 34 号と
0:55:13	という
0:55:14	記載に関しましては、
0:55:16	こちら原子炉保護系論理回路が減少トリップさせるための、要は最終的に原子炉トリップトリップ遮断器自体をどう担保されることが目的ですので減少トリップ遮断器が投じてない状態、要はもトリップした状態でしたら、
0:55:31	適用モードとしてはいらないと。
0:55:34	要は減少トリップ遮断器が閉じて、何らかしら、原子炉トリップに期待している状態に関しては適用モードがいるということで、こういう適用モードの記載を書かせていただくようになってございます。
0:55:49	先ほどの質問に関しましてはこちらで回答になってると思うんですけども、いかがでしょうか。
0:55:56	規制庁の武田です。了解しました。だから、はい。
0:56:02	結局電力タカツカです。
0:56:04	それでたええと先ほどのスズキさんのご質問の内容といたしましては取替後の摩耗状況に応じて記載がわかりやすいようにこちらでまずまとめさせていただきたいと思います。以上です。

0:56:20	規制庁の武田です。スズキてたやつを取替前に負荷も含めて、比較という形でつくっていただけませんか。
0:56:48	四国電力ナカムラです。承知しました取りかえ取りかえ前後でかけますが、結果的には中身は一緒になると思います。以上です。
0:56:59	規制庁だけで、結果的になるのであればちょっとそれと出てきた段階でちょっと確認させていただきます。
0:57:05	で、その上で、理解としてはそれを控えと比較してやった結果、手続き技術的な問題も含めて見て結論としてだからこれまでのサーベイがサーベランス等へと日常点検、
0:57:26	定期事業者検査及び使用前検査にも、もう多分見ながらなんでしょうけども、当サーベランスが変わらないっていうことを最終的に
0:57:37	確認するっていうことは確認されたっていうことで等、
0:57:42	資料的にはなるんでしょうか。
0:57:56	四国電力ナカムラです。資料2 - 9 ページ。
0:58:03	ここが多分あるのかなと思うんですけど、先ほど
0:58:08	等をスズキさんから言われましたように
0:58:12	上の二重サーベランスのところの上の上のポツの4行、これについてLCOのを逸脱の判断の有無を含めてモードごとに記載を適正化しますということでここで判断しますということが、
0:58:30	かかりますと一定とその下のお取替前と取りかえが下のポチで取替前取替後で、ここで変わって実施する内容が日常点検に起こってもそれはなりますよということで、
0:58:45	実績内容変わってませんということを今現在記載しております。
0:58:52	低次からが / 運転管理の業務に保安規定の12条の2を変えておりますが、これをブレイクダウンした2次文書の先ほどタカツカって事を私から言いましたように、運転総括内規でこの日曜管理が具体的にどのような方法で、
0:59:11	行われているかというのを記載質疑をするというコメントだと思ってます。ですのでここで先ほど言ったように運転総括内規の抜粋等を入れ込んでこれまでのを保安規定の
0:59:26	運用日常管理の運用等は変わることがないということを説明しようと思います。
0:59:35	運営一貫通貫で取替後においても適切に動作可能であることの確認はできているということを
0:59:47	確認して略資料にしたいと思います以上です。
0:59:52	規制庁のタケダで机と了解しましたがCPの停止についても別途保管等から出ますよって話は、ここにはないので、追加していただければと思います。
1:00:06	四国電力ナカムラですと承知しまして先ほどデイ・シイのほうには書いてますが、別紙2のところの文言動解部についてですね、この本文側のほうにですね
1:00:22	にも多う追記するような形でですね、御示したいと思います。以上です。
1:00:29	規制庁の武田です。これらの資料見た上で再度ちょっと
1:00:35	伴審査を進めていきたいと思えますんで、本社、私のほうからは以上ですが、

1:00:44	ちょっとお待ちくださいね。
1:00:46	ちょっとお待ちください。